

事前配布資料に対する質問等一覧

番号	頁	所管課	具体的な施策	質問内容	回 答	備 考
1	I-1	子育て支援課	1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進 (1) 家庭における教育力の向上 ① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。 ひとり親家庭の支援	実情と実施形態について。	今年度の登録人数は、R2.10.1時点で甚目寺会館27名、七宝児童館11名となっております。それぞれの会場にて週1回の開催となり、生徒3名に対して1名の大学生等の学習サポーターによる個別指導方式で実施しております。 なお、学習支援だけでなく、生徒の悩み等の相談にも応じ、生活面での支援も行っています。	
2	I-3	高齢福祉課	1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進 (1) 家庭における教育力の向上 ③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。 介護保険事業の情報提供	直営型のあま市地域包括支援センターと委託型の社会福祉協議会地域包括支援センターとの関係及び共同体制の確立はどのように進めているか。	あま市とあま市社会福祉協議会の間で契約を締結し、包括的支援事業や指定介護予防支援事業等を委託しています。また、事業の進捗確認、その他情報交換等のため毎月包括連絡会という会議を設け連携を図っています。加えて、日々において困難事例が発生した場合は、直ちに情報共有し相互協力のもと対応しております。	
3	I-9	学校教育課	2 学校等における人権教育・啓発の推進 (1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実 ③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。 教育相談センターの充実	「子どもの自立を支える親の会」の在り方と実施形態について。	平成30年度から、不登校児童生徒の保護者に対して、悩みを共有し、少しでも気持ちが軽くなり、不安を和らげ、周りにつながるよう、「子どもの自立を支える親の会」を開催しています。 開催回数・・・年5回 開催会場・・・教育相談センター 対 象・・・不登校児童生徒の保護者 周知方法・・・校長会などで、対象家庭に開催チラシの配付を依頼。 構 成・・・講話と茶話会	吉川委員

事前配布資料に対する質問等一覧

4	II-12	高齢福祉課	<p>3 高齢者 (1) 高齢者に対する理解の普及 ① 利用者本位の福祉・介護サービスの提供を充実します。 ICTを活用した医療と介護サービスの連携</p>	<p>登録業者の概要と地域包括ケア会議推進事業の内容と実施状況等について。</p>	<p>ICTを活用し、患者の病状、日々のケア状況等の情報の共有を行っています。 登録事業者の概要は次のとおりです。 ・行政（あま市） 1事業所 ・地域包括支援センター 2事業所 ・病院 3事業所 ・クリニック 14事業所 ・歯科 10事業所 ・薬局 10事業所 ・居宅介護支援事業所 20事業所 ・訪問看護事業所 7事業所 ・訪問介護事業所 7事業所 ・通所介護事業所 7事業所 ・老人保健施設 1事業所 ・認知症対応型共同生活介護 3事業所 ・小規模多機能型居宅生活介護 1事業所 ・福祉用具事業所 5事業所 ・その他（針灸・柔整・マッサージ）1事業所 全92事業所</p> <p>地域ケア会議推進事業は、地域包括ケアシステムのさらなる推進を行うため医療・介護等の専門職を始め、民生委員、自治会長など地域の多様な関係者が協働し、高齢者の住み慣れた地域で支援していくことを目標に実施されるものです。当市においては、多職種連携を目的とした「あま市地域ケア会議」を年2回ほど実施していますが、本年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により実施は控えています。</p>	
5	-	人権推進課 担当課	-	<p>コロナ禍の中で施策を中止・縮小・変更されるが、役所としての指示か。担当課の判断か。</p>	<p>新型コロナウイルス対策本部の方針を踏まえ、事業の規模や特性によって、各課で判断しています。各課での判断が難しい場合には、対策本部または市長、関係部局で審議しています。</p>	服部委員

事前配布資料に対する質問等一覧

6	I - 6	人権推進課	<p>1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進 (1) 家庭における教育力の向上 ② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。 町内嘱託員、民生・児童委員などとの連携強化</p>	<p>町内嘱託員、区長の用語の整合性は必要でないか。</p>	<p>御指摘の通りとなりますので、来年度「第2次人権尊重のまちづくり行動計画」策定時に整合性について検討いたします。</p>	<p>近藤委員</p>
7	-	人権推進課	<p>事業計画数について</p>	<p>性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害などが少なく感じます。今後の啓発など増やしていく計画、予定（来年度）はありますか。</p>	<p>毎年、様々なテーマで市民人権講座、人権講演会、職員研修等を実施しております。来年度の講座や研修等のテーマは未定ですが、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害については、感心が高まっている人権問題と認識していますので、他の人権問題と同様に、啓発活動を行っていきたいと考えています。 ~補足~ 今年度の人権講演会について、インターネットによる人権侵害をテーマに開催を予定していました。</p>	<p>横井委員</p>

事前配布資料に対する質問等一覧

資料1

番号	冊子	頁	所管課	質問内容	事務局案	備考
1	人権漫画	11頁	人権推進課	「ほとんど感染することはないのよ」 ⇒「むかしは抵抗力の弱っている人がかかってしまったんだ」にしては。	ハンセン病については、今回のテーマからは除外。再度、ハンセン病をテーマにする際の参考とさせていただきます。	吉川委員
2	人権週間特集号	4頁	人権推進課	人権3法とは 「差別を解消することを目的として制定された3つの法律のこと。2016（平成28）年に施行された。」 この1文に法律名を入れた方がわかりやすいのではないか。	人権3法とは 「差別を解消することを目的として制定されたいわゆる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の3つの法律のこと。2016（平成28）年に施行された。」に変更します。	
3	人権漫画	1頁	人権推進課	「人権」とは「人が幸せに生きるための権利」です。 幸せという文言について必要か。	①人が生きるための権利 ②人が人らしく生きるための権利 ③人が平等に生きるための権利 ④人が自由に生きるための権利 ⑤人が幸せに生きるための権利 (変更なし) ご意見をいただきたいです。	吉田委員
4	人権週間特集号	5頁	人権推進課	障がい者のための国際シンボルマークの説明文 「障がい者が利用できる～」⇒「すべての障がい者が利用できる～」にしては。	委員提案のとおり、訂正。	
5	人権週間特集号	6頁	人権推進課	身体障害者標識の説明文 「身体に障がいのある人が～」⇒「肢体不自由の人が～」にしては。	委員提案のとおり、訂正。	

事前配布資料に対する質問等一覧

資料1

6	人権漫画	-	人権推進課	「お父さんだいそがし」 5時を過ぎるとようち園に迎えに行く という文章があるが、保育時間を考慮 するとほいく園とすべきではないで しょうか。	委員提案のとおり、訂正。	近藤委員
7	人権週間特集号	10、11頁 (2019年)	人権推進課	2019年版特集号では、P10～P 11にかけて、人権について短くまと められ、わかりやすく作成されていた が、本年度は割愛されているが。	人権講演会中止に伴い、今年度は中学 生による人権作文を掲載することとい なりました。2019年P10～P1 1に掲載していた啓発事項強調事項に ついては、項目のみを表紙に掲載して おります。	
8	人権週間特集号	3頁	人権推進課	人権擁護委員の活動をもう少し具体的 に掲載できないでしょうか。 (活動写真などを複数枚) ページ等の制約はあるかと思いたす が。	ページ配分の関係上、校正刷のよう になっております。 変更案として、タイトルを「人権擁護 委員の活動」⇒「人権擁護委員を知っ ていますか」とし、紹介文の最後に、 「人権擁護委員の活動については、あ ま市公式ウェブサイトをご覧ください」 を追加。	横井委員